平成２４年（フ）第１２１７１号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目３―16―505
破産者　前田　賢哉
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１７４号
愛知県名古屋市中村区椿町４番12号
破産者　有限会社イレブン
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１７５号
神奈川県横浜市神奈川区栗田谷42―62
破産者　南山　　真
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１８３号
東京都中野区野方３丁目16―９―202
破産者　佐藤美代子
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２４０号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目９番11号
破産者　有限会社ソルナ・マーケット
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２６１号
東京都墨田区両国４丁目37番３号両国イーストビル４階
破産者　株式会社プルクラアウローラ
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２６２号
東京都墨田区両国４丁目37―３　両国イーストビル７Ｆ
破産者　金本日出美
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２９８号
東京都日野市大字新井235番地の３
破産者　有限会社トリプルワンダーアロー
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３０２号
東京都大田区羽田４丁目６―10
破産者　伊藤　敬子
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３５７号
東京都大田区東糀谷６丁目８番７―330号、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区東中延２丁目４番２号
破産者　シンセイ印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３５８号
東京都大田区東糀谷６丁目８―７―330
破産者　横山　　徹
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３６７号
東京都千代田区丸の内２丁目２番２号
破産者　ネット教育センター株式会社
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３７３号
神奈川県川崎市川崎区小川町16番地18
破産者　株式会社あさひ綜合給食
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３７４号
東京都大田区西六郷４丁目19―15―102
破産者　金森　一雄
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３８６号
埼玉県所沢市大字下安松98―96
破産者　飛田美与子（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３８７号
埼玉県所沢市大字松郷64―２―７―303
破産者　飛田　恭宏
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３９８号
東京都江東区南砂６丁目８番12号　スカイコート南砂町103
破産者　ＡＴＯＭ株式会社
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３９９号
東京都江東区南砂６丁目８―12―103
破産者　福井　　修
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４２９号
東京都荒川区町屋３―１―14　ボナール町屋２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区南千住４丁目９番３―1705号
破産者　有限会社チャラズダイニング
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４３０号
東京都荒川区南千住４丁目９―３―1705
破産者　細江　寿美
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４５０号
東京都世田谷区南烏山６丁目４番14号
破産者　有限会社岡村
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４５１号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目17―７―203
破産者　岡村　敬子
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部